

6 学校生活のルール ～規律ある高校生活を送ろう～

「自己管理」と「自己責任」の学校生活を！

横浜旭陵高校は、生徒一人ひとりの自己実現のために、カリキュラム（科目選択等）で単位制の特性を生かした柔軟な学びのシステムを取り入れています。しかし、このことは反面、生徒一人ひとりがきちんととした「自己管理」を行い、「自己責任」を負うということが前提になっています。

この点が中学校までの義務教育と大きく異なるところです。皆さんのが個性を發揮しつつ、「学校」という“小さな社会”で他の人々との共生を図り、自分自身を高めていくことを期待しています。そのためにも次に掲げるルールを校則として守り、規律ある高校生活を送りましょう。

（1）服装等について

① 標準服

指定の紺色のブレザー、ネクタイまたはリボン、白いワイシャツ、それに合うスラックス又はズボン、スカートとします。

紺色のブレザー、ネクタイまたはリボンは、指定のものを全員が購入します。それ以外の服装については、標準服の推奨モデルを提示しておりますので、参考にして各自で適宜購入してください。なお、推奨モデルを購入することも可能です。価格、販売店については、別添の資料を参照してください。校章バッヂは校内の売店（ラウンジ2内）で販売しております。

② 標準服の着用

1. 式典（入学式、卒業式、始業式、終業式、周年行事等）

2. 学校外での授業及び行事の内、標準服の着用が指定されている場合

3. 外部講師が来校する校内での授業及び行事の内、標準服の着用が指定されている場合（薬物乱用防止教室、性感染症予防教室、携帯電話教室等）

4. キャリアの時間の内、標準服の着用が指定されている場合

5. 学校や年次が着用を指定した場合（全校集会等）

※夏季に「標準服を着用する」際には、紺色のブレザー、ネクタイまたはリボンを着用する必要はないこととする。なお6月1日から9月30日までを標準服着用に係る夏季期間とし、移行期間をそれぞれ5月、10月とする。

* 頭髪、服装等は端正にし、清潔なものとしましょう。

③ 登下校の履物は靴（サンダル類は不可）とします。一足制のため上履きは不要です。ただし、体育館では体育館シューズ、グラウンドでは運動靴（革靴は不可）を履くものとします。

④ 体育の授業では学校指定のジャージ等を着用してください。

（2）IDカードについて（学校の安全管理のために）

① 校内では必ずIDカードを所持してください。授業やテストの出席確認や、先生から求められた時は提示します。

② IDカードは校内での身分証明書です。シール等を貼ったり、加工することは厳禁です。

③ IDカードを忘れた生徒は、職員室で仮のIDカードを発行してもらってください。

紛失した場合は速やかに届け出て、再発行を依頼してください（実費負担）。

④ 不審な者・部外者・他校生などを見かけたときは、最寄りの職員にすぐに連絡してください。

（3）時間・私物の管理について

① 授業のない時間ができる場合もありますが、図書室・自習室・ラウンジで自習するなど時間を有効活用してください。（図書室・自習室は飲食禁止です。）

② 校外への許可のない外出はしないこと。場合によっては特別な指導の対象となります。

③ 下校時刻は原則として17:00です。部活動のために残留する場合には、顧問の許可が必要です。

残留時刻：夏期（4月～10月）18:30まで、冬期（11月～3月）18:00まで

④ 私物は各自のロッカーで管理してください（ロッカーには各自丈夫な錠をつけること）。必要な荷物はバッグ等に入れて必ず移動する授業教室まで持参してください。

* 貴重品は各自が責任を持って管理すること

⑤ 学校生活に必要なないもの、多額の現金等は持参しないでください。

⑥ 更衣室には、衣類などの私物を絶対に置いたままにしないでください。必ず各自のロッカー等で保管してください。

（4）連絡事項の確認について

連絡事項の確認は本校専用のメーリングリストによる携帯メール（いわゆるメルマガ）、インターネットのホームページを利用してください。

(5) 携帯電話等の取り扱いについて

授業中の携帯電話等の使用や試験中の携帯電話所持は禁止です。遅刻した場合にもその時間帯が授業時間であれば携帯電話の使用とみなします。段階をおって特別な指導の対象となります。ただし授業中は、携帯電話はマナーモードにして机の上に裏返しておきます（指示があった場合は除く）。ＩＣＴ活用の授業ではルールを守って使用します。試験中はチャイムが鳴る前に電源を切り、カバンにしまってください。集中して学習するようにしてください。

(6) SNSについて

携帯電話やスマートフォン等は情報化時代の中でとても便利な道具ですが、その使い方によっては、大きなトラブルや事件に巻き込まれる事案につながることがあります。また、個人を特定し誹謗中傷することは犯罪行為に当たります。個人的な書き込みやつぶやき、グループ間でのやり取りが問題になることもあります。使用する際には、その危険性を理解し、注意して利用するようにしてください。

特に次にあげるような行為については絶対に行わないこと。

- ・相手を特定し誹謗中傷すること
 - ・SNS上に不必要的画像や動画、法令や学校のルールに反する画像や動画等をアップすること
 - ・周りが見たり読んだりした時、不愉快に思う内容を書き込んだりつぶやくこと
 - ・スマホ等に不適切な画像や動画を所持、保存すること
- など

※これらの行為は、個人でのやり取りだけではなく、グループ間でのやり取りも特別な指導の対象となります。

(7) バイク・自動車等について

原則として、自動車等での送迎は認めませんが、学校に申し出て許可を得た場合は保護者による送迎を可とします。また、免許の取得については、家庭でしっかりと話し合ってからにしてください。免許を取得した場合は次の点に注意してください。

- ① 免許（オートバイ・自動車等）を取得した場合は、必ず担任に届け出ること。
- ② 運転時は、交通規則をしっかりと守り、安全運転を常に心がけること。
- ③ 自賠責保険だけでなく、任意保険にも必ず加入すること。

(8) 自転車通学について

自転車通学を希望する場合は担任に届け出してください。また、次の注意事項に従ってください。

- ① この冊子の巻末の「自転車通学願」を提出すること。
- ② 自転車登録票（学校指定のステッカー）を必ずつけること。
- ③ 交通規則を守り、安全運転に心がけること。

※自分自身がケガをするだけではなく、最近の自転車加害事故の賠償額が高額となっているため、任意保険にも加入することが望ましい。

(9) アルバイトについて

- ① 家庭の事情等でアルバイトをする場合には、担任に「アルバイト届」を提出してください。
- ② 夜間作業、危険な作業、教育上問題のある職種等（深夜営業、遊興的なもの等）は禁止します。

(10) 旅行・登山・キャンプ等について

- ① 特に宿泊を伴う場合には、日程等を保護者とよく相談してください。
- ② 学割が必要な場合には届けを担任に提出してください。
- ③ 冬山の登山は大変危険なため、禁止します。

(11) 諸届け

- ① 住所変更・氏名変更 → 担任
- ② 盗難・遺失物 → 生徒成長支援グループ担当（3階職員室）または担任
- ③ 校内における掲示物、印刷物、出版物の配付等 → 関係職員
- ④ 部活動、文化祭関係等の掲示物 → 生徒会担当
- ⑤ 校内施設・用具を使用する場合 → 関係職員

※ 欠席・遅刻・早退・病気・事故等 → 担任